

# 第20回統一地方選挙

日々のお仕事お疲れ様です。新型コロナウイルス感染症対策の影響により、日々店頭でご苦労されている組合員と従業員の皆様への敬意を表するとともに心より感謝を申し上げます。

「なぜ労働組合が政治活動をするのか」は、既にご存知の通りかと思いますが、それは、労使交渉や労使協議だけでは解決できない問題を解決し私たちの生活を維持向上させるためです。消費者物価やエネルギーコストの高騰への対策や、社会保障制度などの問題解決には、政府に実効性のある対応を求め、物価



MC&C 労連会長 砂川 佳信

前半選挙 4月9日(日)投票日  
後半選挙 4月23日(日)投票日

加盟組合では「公民権行使」の  
労使協定締結を推し進めています

上昇に負けない「賃上げ」についても然りです。実際に私たちが加盟しているUAゼンセンでは、社会的な「賃上げ」を実現するため、私たちの労使交渉を後押しするべく、政府へ「賃上げ」できる環境整備を要請しました。

## 公民権の行使

国へ政策・制度を提言することとはもちろんですが、実は「私たちの生活により身近な問題を解決するため」には地方自治体への提言が必要なのです。

そこで、4月に統一地方選挙がございいます。私たちの生活を守るためには、自ら行動しなければなりません。誰に投票するかは自由であります。まずは「公民権の行使」投票にいきましょう。

よろしくお願いいたします。



# マツキヨココカラ&カンパニー 労連ニュース

マツキヨココカラ&カンパニー労働組合連合会

【発行人】 砂川 佳信  
【編集人】 遠藤 実  
【作成者】 遠藤 実  
【TEL】 047-345-9180  
【FAX】 047-345-9181  
【E-mail】 mkunion@cocoa.ocn.ne.jp

Vol.85

## 労使協定締結



左からココカラファインユニオン大石尚之中央執行委員長と株式会社ココカラファインヘルスケア塚本厚志社長



左からマツモトキヨシ労働組合砂川佳信中央執行委員長と株式会社マツモトキヨシ松本貴志社長

ココカラファインユニオン・マツモトキヨシ労働組合をはじめ加盟組合では「公民権行使」の労使協定を締結しています

## 統一地方選挙について

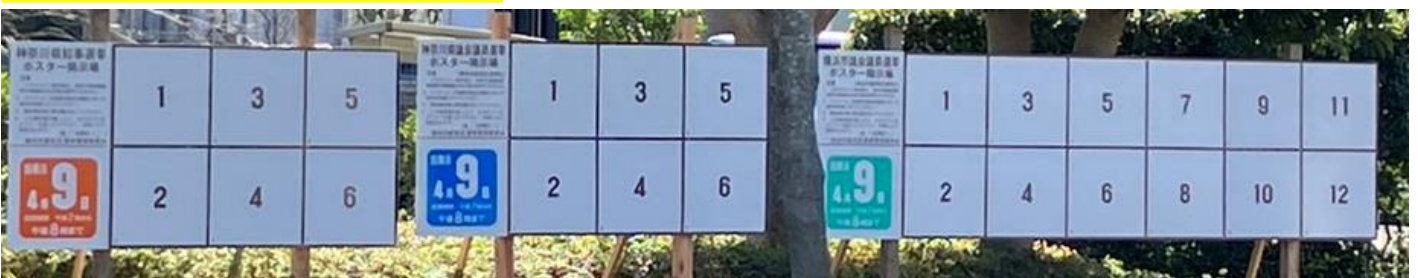
「統一地方選挙」とは、日本国内の地方自治体の首長と議会議員の投票日を統一して全国一斉に行う4年に1度の大型選挙のことです。全国で選挙期間や投票日を集中させることで、有権者の選挙への意識を高め、投票率を向上させることを目的としています。

投票日は2回に分けられ、知事選挙や道府県議会議員などは「前半戦」、区市町村の首長や議会議員の選挙は「後半戦」という言い方もします。

選挙ドットコムより抜粋しました

## 2023年第20回統一地方選挙の日程

	選挙区分	公示日	投票日
前半戦	道府県知事	3月23日(木)	4月9日(日)
	政令指定都市市長	3月26日(日)	
	道府県議員	3月31日(金)	
	政令指定都市議会議員		
後半戦	市区首長 市区議会議員	4月16日(日)	4月23日(日)
	町村首長 町村議会議員	4月18日(火)	



3月21日神奈川県横浜市都筑区で撮影

## 組合員の公民権行使に関する協定

株式会社マツモトキヨシ（以下、会社という）とU Aゼンセンマツモトキヨシ労働組合（以下、組合という）とは、労働基準法第7条（公民権行使の保障）に基づき、組合員の公民権行使に関し、以下のとおり協定する。

### 第1条（公民権行使の保障）

会社は、組合員が勤務時間中に選挙権その他公民としての権利を行使し、義務を履行し、または公の職務を遂行するために必要な期間を請求したときは、これを与える。ただし、権利の行使、義務の遂行、または公の職務の遂行に支障がない限り、請求された時間を変更することができる。

### 第2条（不利益な取り扱いの禁止）

組合員が前項による請求をしたときは、会社は当該時間において、組合員が勤務したものとして扱い、いかなる不利益な取り扱いもしない。

### 第3条（手続き）

組合員が公民権を行使しようとする場合、所属長に申し出ることとする。また、組合が組合員本人に代わって申し出ることも可とする。これらの場合、会社は速やかに受理するものとする。

### 第4条（公民権行使の促進と周知）

会社と組合は、公民権行使の促進と周知をはかり、国民の投票率向上への社会的責任を果たすことを目的に労使共同により環境整備をはかるものとする。具体的には次の対策を講じる。

- （1）会社と組合は従業員教育の一環として公民権行使に関する教育を定期的実施する。
- （2）会社と組合は投票率向上に向けて、事業所施設内において、期日前投票の促進ならびに投票開票日における投票促進の周知をはかる。

### 第5条（疑義）

本協定の解釈及び運用に疑義を生じた場合は、書面をもって相手方に通告し、その日より15日以内に協議する。

### 第6条（有効期間）

本協定の有効期限は、2023年4月1日より2024年3月31日までの1年間とする。なお、本協定の発効に伴い、2016年6月1日を始期として甲乙間で締結した『組合員の公民権行使に関する協定』は失効するものとする。

### 第7条（自動更新）

本協定は、期間満了60日前までに、当事者のいずれからも改訂更新の申し出がない場合は、更に1年間更新されたものとみなし、以降も同様とする。

本協定の成立を証するため、本書2通を作成し、当事者記名捺印のうえ、各自1通を所持する。

2023年4月1日

株式会社マツモトキヨシ  
代表取締役社長 松本 貴志

U Aゼンセンマツモトキヨシ労働組合  
中央執行委員長 砂川 佳信